



Title	1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.3(68 外務省外交史料館レファレンス番号 : H222037)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6440 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

65

極秘

新安保条約案の要点

三〇八六 第三〇八六

一 国際平和の維持及び国連憲章との関係

両国は、国連憲章の規定に従つて、国際紛争を平和的手段によつて解決すること、国連憲章の目的と違背するような武力による威嚇又は武力の行使を行わないこと及び両国は、国際平和維持機関たる国際連合の強化に努力することを定め、さらに、新条約の規定は、国連憲章に基く両国の権利義務ないし国連連合自体の責任にはいかなる影響も及ぼすものでないことを明らかにする。

二 政治的経済的協力

両国は民主主義制度を強化すること及び経済的安定と福祉の条

件を助長することによつて平和的友好的関係の強化に努めるとともに、経済的協力を促進する旨規定する。

三 防衛力の維持発展

合衆国が相手国に対する援助義務を締結する条約には、いわゆるヴァンデンバーグ決議の精神に基く条文を置くことが原則となつてゐる。わが国は、その自衛力の維持発展に関し、憲法解釈上の制約があるので種々交渉の結果、合衆国が他国と締結している条約中の該当条文より集団的防衛能力に関する部分を削除することとし、両国は、個個に及び協力して、また、自助及び相互援助によつて、自国の防衛能力をその憲法上の規定に従つて維持し発展させる旨の規定を置くこととする。

四 援助義務

合衆国の対日援助義務の問題は、現行安保条約の最大欠点の一つとして指摘されていたところであり、かかる援助義務を規定することを今次交渉の眼目の一としたわけであるが、さらにこの問題は、いわゆる条約地域の面よりしてもきわめて重要な点である。すなわち、合衆国が援助義務を引き受けて、しかも、条約地域を日本の施政権下にある地域と限定することは合衆国側において多大の困難があつた模様であるが、交渉を重ねた結果、兩國は、日本の施政権下にある地域において、いずれかの締約国に対して武力攻撃があつたときは、自国の平和及び安全を危くするものと認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう

に行動することとする。右の武力攻撃及びその結果とつた措置は直ちに国際連合安全保障理事会に報告し、また、かかる措置は安保理事會が国際平和の回復のため必要な措置をとつたときは終止される趣旨の案文につき意見の一致をみた。

なお、条約地域は、日本の施政権下にある地域であるから、沖縄、小笠原に対する施政権が返還されれば当然条約地域に入ることとなるわけである。

五 施設及び区域並びに合衆国軍隊の地位

日本の安全及び極東の平和と安全の維持に与するため、合衆国軍隊は、日本にある施設及び区域の使用を許されること、また、かかる施設及び区域の使用並びに日本における合衆国軍隊の

地位については別の取極によつて定められる旨の規定を設けることとする。右の別の取極とは、新行政協定及び八の新条約附属交換公文のことである。

六 一般協定

西國は、条約の実施に関し、また、日本の安全又は極東の平和と安全が脅かされていると認めるときは随時協議する旨の規定を設ける。なお、いわゆる間接侵略も日本の安全に対する脅威となるからかかる場合右の協議の対象となるわけである。

七 期限

本条約は國際連合が日本区域の平和と安保のため十分を定むる措置を執つたと西國が認めるとき失効する。もつとも猶効後十

年後は、一年の予告で廢止する。

八 特殊協議事項

核兵器問題及び在日施設の作戦的使用の問題は特に重要であるので、条約附属の交換公文において、合衆國軍隊及びその裝備の日本國への配置に関する重要な変更の場合並びに合衆國軍隊が日本防衛のため以外の作戦行動の基地として日本内の施設及び区域を使用する場合は日本政府と事前に協議する旨をばつきりさせることとする。